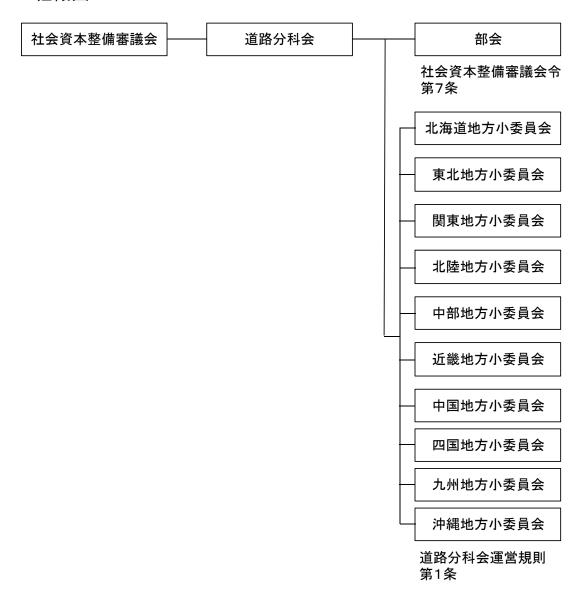
道路分科会 事業評価部会の設置等

# 部会等の設置 (案)

(根拠法令等) 国土交通省設置法(平成11年法律第100号) 社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号) 社会資本整備審議会道路分科会運営規則(案)

## 1. 組織図



### 2. 設置する部会等

### 〇事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

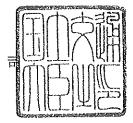
#### 〇地方小委員会

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を 聴取すること等を目的として、地方ごとに設置する。

国道総第408号 平成22年8月17日

社会資本整備審議会 会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣 前 原 誠



諮問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、平成23年 度予算概算要求に係る道路事業(直轄事業)の新規事業採択時評価について、ご 意見を承りたい。

## 諮問理由

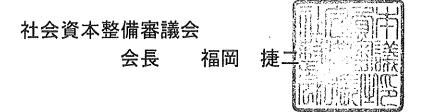
「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ①」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

平成23年度予算概算要求に係る道路事業(直轄事業)の新規事業採択時評価にあたり、学識経験者等の第三者から構成される委員会等として、社会資本整備 審議会にご意見を承るものである。



国社整審第20号平成22年8月20日

道路分科会 分科会長 家田 仁 殿



平成23年度予算概算要求に係る道路事業(直轄事業) の新規事業採択時評価について(付託)

平成22年8月17日付国道総第408号により当審議会に諮問された平成23年度予算概算要求に係る道路事業(直轄事業)の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会道路分科会に付託します。